

匝瑳市市内循環バス利用者アンケート調査業務委託仕様書

1 業務名

匝瑳市市内循環バス利用者アンケート調査業務委託

2 業務場所

匝瑳市内一円

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年12月28日まで

4 業務目的

匝瑳市では、令和3年3月に「匝瑳市地域公共交通計画」を策定し、その中で実施事業の一つとして掲げた「市内循環バスの再編」のため、令和4年3月に「利便増進実施計画」を策定した。それらの計画に基づいて市内循環バスの再編を行い、令和5年4月1日から運行を開始した市内循環バスの利用者アンケート調査を行うことにより、計画に定められた評価指標である市内循環バス利用者満足度を調査し、事業の効果について把握する。

5 業務内容

市内循環バス利用者アンケート調査の実施

市内循環バス利用者を対象に、属性（性別、年齢など）、利用特性（利用目的、利用頻度など）や、運行サービスに対する満足度、改善点やデマンド型交通の運行との関連性などを把握するため、ヒアリング調査を行う。調査方法は市内循環バスの乗客へ調査票を渡し、乗客自身が調査票の該当箇所を折り込むアンケート方式（ビンゴ形式調査票の活用、平日1日、以下の全31便対応）とする。

- ・ 豊栄・匝瑳循環 6便
- ・ 椿海・豊和循環 6便
- ・ 平和・共興循環 6便
- ・ 野田・栄循環 7便
- ・ 須賀・栄循環 6便

調査結果の分析

上記で実施した調査結果の集計及び分析を行い、匝瑳市市内循環バス利用者アンケート調査結果報告書を作成する。

6 成果品

- ① 調査結果報告書3部
- ② 調査・分析関連の電子データ一式（CD又はDVDで納品）

7 その他

- (1) 調査業務において知り得た事項について、発注者の承認無しに他に漏らしてはならない。業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、匝瑳市個人情報保護条例の規定を順守しなければならない。

本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (2) 成果品の著作権については、発注者に帰属し、発注者の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
- (3) 受注者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本業務の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、又は本業務の目的以外に使用してはならない。
- (4) 本仕様書について、定めのない事項、疑義が生じた場合又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、発注者と受注者間で協議の上定めるものとする。